

分別管理の法令遵守に関する経営者報告書

2023年7月13日

LINE証券株式会社

代表取締役 正木 美雪 印

私たちは、LINE証券株式会社の経営者として、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・金融商品取引法施行令第16条の15
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

私たちは、法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、2023年3月31日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している。

私たちは、LINE証券株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施した。

この手続の実施の結果、私たちは、2023年3月31日現在において、LINE証券株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

重要な後発事象

LINE証券株式会社は2023年6月12日付で野村証券株式会社との間で「本証券事業再編に関する当事者間の確認書」を締結している。当該確認書においては、当社株主であるLINE Financial株式会社及び野村ホールディングス株式会社の間で当社証券事業の再編について合意が行われたことを踏まえ、LINE証券株式会社の証券事業を縮小させた上で、会社分割（吸収分割）の方法により、本証券事業を、野村証券株式会社に対して移管する予定であることに、LINE証券株式会社及び野村証券株式会社が合意し、確認している。

以 上